

# 八戸市農業委員会 12 月総会議事録

日時：平成 30 年 12 月 10 日（月）午後 1 時 30 分

場所：八戸市庁別館 2 階 会議室 C

## 出席した委員

農業委員数：17 名

1 番 三浦 豊、2 番 籠田 悦子、3 番 木村 武美、4 番 馬場 豊、  
6 番 内沢 豊、7 番 谷地 秀典、8 番 村上 正憲、9 番 西野 茂雄、  
11 番 山内 光興、12 番 加藤 浩幸、13 番 松橋 剛志、14 番 寺沢 和則、  
15 番 赤坂 英夫、16 番 阿達 福壽、17 番 狛守 文宏、18 番 長根 昭男、  
19 番 中村 正記

農地利用最適化推進委員数：19 名

1 番 木村 弁一、2 番 坂下 彌一、3 番 河原木 一実、6 番 清川 新一、  
7 番 赤坂 力雄、8 番 田中 忠二、9 番 三浦 勝浩、10 番 山田 貴光、  
11 番 齋藤 正人、12 番 下館 敏、13 番 橘 由正、14 番 荒川 喜一郎、  
15 番 高橋 勝男、16 番 高橋 政典、18 番 坂 文雄、19 番 松倉 賢六、  
20 番 上明戸 桂、21 番 森 庄次郎、22 番 森 光男

## 欠席した委員

農業委員：5 番 釜石 幸史朗、10 番 明戸 政勝

農地利用最適化推進委員：4 番 田名部 浩、17 番 金谷 由松

## 職務のため出席した職員

事務局長 上村 智貞、事務局次長（農地 GL）久保 伝、農政 GL 村上 司  
主幹 大里 知矢、主事 田中 野、技能技師 小笠原 衛

上村事務局長

それでは、総会に先立ちまして、推進委員を務めていただいていた大久保秀幸さんが、11月22日にお亡くなりになりました。皆様とともにご冥福をお祈りいたします。また、推進委員欠員の対応につきましては、委員の皆様と協議して進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それではただいまから、総会を開会いたします。

本日は、釜石委員、明戸委員、坂下推進委員、金谷推進委員から都合により欠席される旨の連絡をいただいておりますので、ご報告いたします。

会議に先立ちまして、「八戸市農業委員会憲章」の唱和を行います。

次第の裏面をご覧ください。

唱和は全員ご起立の上、馬場会長職務代理者のご発声に続いてお願いいたします。

会長職務代理者

(八戸市農業委員会憲章唱和)

上村事務局長

ありがとうございました。ご着席願います。

それでは、会長、よろしくお願い致します。

会長

平成最後の12月、なにかとお忙しい季節を迎えた中、皆様ご出席いただきましてありがとうございます。11月29日、30日、東京で開催されました全国農業委員会会長代表者集會に出席し、またその後、地元選出の国会議員の先生方に要請活動を行ってまいりました。代表者集會での二田全国農業会議所会長の挨拶の中に、農業委員による不祥事の話がありました。太陽光発電の用地取得に絡む汚職事件のようです。どうぞ皆さん、委員として自覚をもち、くれぐれも責任のある行動をしてくださるようお願い申し上げます。それから国会議員の要請活動では30年産米の収量と作況指数の乖離ということで、篩の網目等の話をしてまいりました。新聞報道によりますと、県議会でも国の作況調査の検証等を求める意見書が採択されたということで新聞に載っておりますけれども、これから東北農政局が平年並みという発表をしておりますが、その下降修正がされるのかというところを見ていかなければならないと思っております。そういうこともありますけれども、これからは様々な方面から意見が出ているようですので見ていきたいと思っております。

それでは本日の議事につきましても、慎重にご審議くださいますようお願い申し上げます。

それではただいまから、議事に入ります。出席委員は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。本日の議事につきましては、お手元にお配りしております次第により、議事を進めます。

なお、議案の説明及び質問などは、ご起立の上、お願いいたします。

日程第1

日程第1、議事録署名者の指名を行います。

会長

お諮りいたします。議事録署名者の指名につきましては、本職から指名し

たいと存じますが、ご異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご異議なしと認めます。それでは本職から指名いたします。  
議事録署名者に、18番 長根昭男委員、19番 中村正記委員、両氏を指名いたします。

日程第2  
会長

次に、日程第2、議案第59号、別段面積の変更の必要性についてを議題といたします。

それでは、事務局から、説明願います。

久保GL

事務局の久保よりご説明いたします。資料1ページ及びA4、1枚ものの右上に参考資料と書かれてあります農地法令を抜粋した資料をご覧ください。農地の権利移転につきましては、参考資料上段に記載のとおり、農地法第3条第2項第5号の規定により、現に耕作している面積を含めて、都府県の場合50アール以上なければ権利移転できないこととされておりますが、同号カッコ書きに基づき、別段面積を定め公示すれば、50アールを下回っても権利移転できることとされております。そのため現在、八戸市の別段面積は、30アールで設定されております。また、別段面積の設定にあたっては、参考資料中段に記載のとおり、農地法施行規則第17条第1項の規定により、第1号、設定区域が自然的経済的条件からみて営農条件がおおむね同一と認められる地域であること、第2号、設定面積は10アール以上であること、第3号、設定する面積未滿を經營する農家数が、全体の農家数に占める割合の40%を下らないように算定されるものであることとされております。当市の農家数の状況でございますが、2015年農林業センサスの經營耕地面積規模別農家数調べでは、八戸市で30アール未滿の農地を經營する農家数の比率は、全体の46%となっております。なお、別段面積の変更の必要性については、参考資料下段に記載のとおり、平成21年1月23日付け農林水産省經營局長通知により、毎年、別段面積の設定又は変更の必要性を検討することとされております。以上の状況により、別段面積について、現行のまま変更なしの八戸市内全域、30アールとしてよいか、ご審議くださるようお願い致します。

以上、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(質疑等)

会長

ご質疑等なしと認めます。  
委員の皆様にお伺いします。本案を承認することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご異議なしと認めます。  
よって本案は承認することに決しました。

日程第3  
会長

次に、日程第3、議案第60号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可についてを議題といたします。  
それでは、調査を担当されました委員から、説明願います。

高橋(政)委員  
3条41番

高橋から報告いたします。去る11月29日、村上農業委員と市庁別館7階会議室Cにおきまして、資料3ページ番号41番を調査してまいりましたので報告いたします。渡人の住所、氏名、年齢及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。調査には、受人は本人、渡人は代理人が出席しました。受人と渡人の関係は親戚とのことです。態様別は、売買です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は遠方のためです。申請地の貸付けはありません。作付計画は、大根・白菜・キャベツです。受人は65歳以上ですが、息子が後継者としております。過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。申請地は受人自宅の隣地です。耕作道あり。受人の耕作地なし。農地集団化なし。宅地化あり。休耕地・山林地なしです。農業経験は70年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男1人、女1人で、うち農業専従者は男1人、女1人でございます。農機具保有状況ですが、トラクター、軽トラックを各1台、小型耕運機を2台所有しています。調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

西野委員  
3条42番

西野から報告いたします。去る11月29日、村上農業委員と市庁別館7階会議室Cにおきまして、資料3ページ番号42番を調査してまいりましたので報告いたします。42番ですが、報告の前に態様別に書かれてあります特定遺贈について説明させていただきます。まず遺贈ですが、遺言で財産の全部または一部を、相続人又は相続人以外の人に無償で贈与することをいまして、遺贈には包括遺贈と特定遺贈の2種類がございます。包括遺贈について簡単に説明しますと、個々の財産を特定しないで、全部又は一定の割合で遺贈するものでして、相続人、相続人以外に関わらず3条許可は不要になります。特定遺贈につきましては、個々の財産を特定して遺贈するものでございまして、相続人の場合は3条許可不要、相続人以外の場合は3条許可が必要になります。今回の42番につきましては、特定遺贈で相続人以外の人に農地を贈与するものですので3条許可申請になります。

それでは42番について報告いたします。渡人の住所、氏名、年齢及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。調査には、受人、渡人ともに本人が出席しました。受人と渡人の関係は兄妹です。態様別は、特定遺贈です。申請理由は、受人は、新規就農、渡人は故人の遺言によるものです。申請地の貸付けはありま

せん。作付計画は、水稻です。過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。通作距離は長苗代は7km、市川町は10kmです。耕作道あり。受人の耕作地なし。農地集団化あり。宅地化なし。休耕地・山林地なしです。農業経験は10年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男1人、女1人で、うち農業専従者は女1人、兼業者は男1人でございます。農機具保有状況ですが、トラクター、田植機各1台を知人から借用するそうです。調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

会長

ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第4  
会長

次に、日程第4、議案第61号、平成30年度第9号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

それでは、事務局から説明願います。

田中主事

事務局の田中から、議案第61号「平成30年度第9号八戸市農用地利用集積計画の決定について」をご説明いたします。

資料5ページをお開き願います。今回の利用権設定件数は賃貸借16件、使用貸借7件の計23件となっております。借り手及び貸し手の人数につきましては、借り手12名、貸し手25名で、利用権設定面積は63,030㎡でございます。借り手及び貸し手の住所、氏名、並びに利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況、農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。

利用集積1番

番号1番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5年間賃貸借するもので、賃借料につきましては総額で米180kgでございます。

利用集積2番

番号2番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5年間賃貸借するもので、賃借料につきましては水利費でございます。

利用集積3番

番号3番、利用権の種類及び内容は、苺の苗、小麦、大豆を作付けするために、5年間使用貸借するものでございます。

利用集積4番、5番

番号4番、番号5番は、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、10年間賃貸借するも

	<p>ので、賃借料につきましては水利費でございます。</p> <p>次ページをお開き願います。</p>
利用集積 6 番～9 番	<p>番号 6 番から番号 9 番は、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、3 年間使用貸借するものでございます。</p>
利用集積 10 番	<p>番号 10 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、3 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては総額年間 15,000 円でございます。</p> <p>次ページをご覧ください。</p>
利用集積 11 番 ～14 番	<p>番号 11 番から番号 14 番は、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、4 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては水利費でございます。</p>
利用集積 15 番	<p>番号 15 番、利用権の種類及び内容は、水稻、小麦を作付けするために、10 年間使用貸借するものでございます。</p> <p>次ページをお開き願います。</p>
利用集積 16 番 ～20 番	<p>番号 16 番から番号 20 番は、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、16 番は 4 年間、17 番から 19 番は 5 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては 10 a 当りモミ 60kg でございます。20 番は 5 年間使用貸借するものでございます。</p> <p>次ページをご覧ください。</p>
利用集積 21 番	<p>番号 21 番、利用権の種類及び内容は、野菜を作付けするために、10 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては総額年間 20,000 円でございます。</p> <p>番号 22 番、番号 23 番は、あおもり農林業支援センターが農地中間管理事業として第三者に農用地等を貸し付けるために、いったん利用権を取得するものでございます。</p>
利用集積 22 番	<p>番号 22 番、利用権の種類及び内容は、5 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、総額年間 12,600 円でございます。</p>
利用集積 23 番	<p>番号 23 番、利用権の種類及び内容は、10 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10 a 当り年間 5,000 円でございます。</p> <p>公告年月日は、平成 30 年 12 月 14 日を予定しております。</p> <p>以上、説明を終わります。</p>
会長	<p>ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
会長	<p>ご質疑等なしと認めます。</p> <p>委員の皆様にお伺いします。本案を承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>

会長

ご異議なしと認めます。  
よって本案は承認することに決しました。

日程第5  
会長

次に、日程第5、議案第62号、農用地利用配分計画案に係る意見についてを議題といたします。  
それでは、事務局から説明願います。

田中主事

事務局の田中から、議案第62号「農用地利用配分計画案に係る意見について」をご説明いたします。

資料11ページをお開き願います。今回の利用権設定件数は賃貸借2件となっております。借り手の人数につきましては2名で、利用権設定面積は5,239㎡でございます。左側の利用権の設定を受ける者は、農地中間管理機構から農地の転貸を受ける者の名前を掲載しております。貸し手は、農地中間管理機構の業務を請け負っている「公益社団法人あおもり農林業支援センター」ですが、元々の土地所有者がわかるように、借り手の右側の欄に農地中間管理機構に利用権を設定した者を掲載しております。その他利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況、農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。なお、今回の事案は、先程の議案の「農用地利用集積計画」番号22番、23番に関連する事案となります。それでは、議案の説明をいたします。

配分計画1番

番号1番、利用権の種類及び内容は、野菜を作付けするために、5年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、総額年間12,600円でございます。借り手の決定理由は、複数いる借り手のうち条件等が適合したためでございます。

配分計画2番

番号2番、利用権の種類及び内容は、野菜を作付けするために、10年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10a当り年間5,000円でございます。借り手の決定理由は、複数いる借り手のうち条件等が適合したためでございます。

ついでに、今回の農用地利用配分計画案は、適当であると判断して差し支えないものと考えます。

以上、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しましたので、計画案について意見のない旨、八戸市長に回答します。

日程第6  
会長

次に、日程第6、議案第63号、農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可についてを議題といたします。

それでは、調査を担当されました委員から、説明願います。

村上委員  
4条9番

村上から報告します。去る11月29日、西野委員と別館7階会議室Cにおいて、議案第63号の9番を調査して参りましたので報告します。

資料13ページをお開き願います。申請人の住所、氏名、職業、及び、土地の所在、地目、面積は、資料に記載のとおりです。番号9番ですが、調査には、代理人が出席しております。転用目的は、農業用倉庫3棟ですが、すでに建築済みで、顛末書が提出されております。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可不要、埋蔵文化財区域外、土地改良区区域外でございます。立地条件は、八戸工業大学から西側約1.2kmに位置し、畑・宅地に囲まれ、農道に接続しています。用排水路はありません。農地区分は第2種農地で、許可相当と判断した理由は、代替性の検討がなされており、申請地は水はけが悪く、近傍の標準的な農地と比較して生産性が低いからです。権利調整措置並びに、年金、税猶予等は、すべてなしとなっております。事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第7  
会長

次に、日程第7、議案第64号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可についてを議題といたします。

それでは、調査を担当されました委員から、説明願います。

西野委員

西野から報告します。去る11月29日、村上委員と別館7階会議室Cに



5条 28番

において、議案第64号の28番を調査して参りましたので報告します。

資料15ページをお開き願います。受人及び渡人それぞれの住所、氏名、職業並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。28番ですが、この案件は田面木こども園が園舎の道路向いにある申請地を、職員及び園児送迎用の駐車場として転用したいというものです。調査には、受人は代理人、渡人は本人が出席しました。両者の関係は特にありません。態様別は売買。転用目的は、認定こども園の駐車場です。実施計画は、平成31年4月1日から平成31年4月25日。資金調達計画は自己資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可不要、土地改良区区域外、埋蔵文化財は田面木赤坂(1)遺跡内ですが届出不要です。被害防除措置として、盛土、砂利敷きをし、申請地周囲にフェンスを設置します立地条件は、八戸市立田面木小学校から東側 約500mに位置し、宅地・畑に囲まれ、市道に接続しています。農地区分は第3種農地です。権利調整措置並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

会長

ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第8

会長

次に、日程第8、報告第49号、農地法第3条の3の規定による相続等届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告願います。

小笠原技能技師

事務局の小笠原から、ご報告いたします。この案件は、相続等届出の11月分でございます。総会資料の17ページをお開き願います。権利取得者、前権利者の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。今回の届出は、資料17ページ番号120番から資料20ページ番号129番までの計10件となっており、権利取得事由はいずれも相続でございます。また取得した権利の種類はいずれも所有権でございます。なお、農業委員会によるあっせんの希望は、なしとなっております。いずれも申請内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑なしと認めます。

日程第9、第10  
会長

次に、日程第9、報告第50号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、及び日程第10、報告第51号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から説明をお願いいたします。

大里主幹

事務局の大里からご報告いたします。この案件は、市街化区域内の4条、5条届出の11月分でございます。

まず4条からご報告申し上げます。資料の21ページをお開き願います。申請人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

4条26番

番号26番、転用目的は太陽光発電設備設置でございます。

4条27番

番号27番、転用目的は農業用倉庫1棟建築でございます。

続いて、5条につきましてご報告申し上げます。23ページをお開き願います。譲受人の住所、氏名、及び譲渡人の住所、氏名、ならびに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

5条146番、147番

番号146番、147番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

5条148番

番号148番、転用目的は敷地拡張でございます。

次ページをお開き願います。

5条149番～151番

番号149番、150番、151番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

次ページをご覧ください。

5条152番～154番

番号152番、153番、154番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

次ページをお開き願います。

5条155番

番号155番、転用目的は駐車場でございます。

5条156番

番号156番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

5条157番

番号157番、転用目的は公衆用道路でございます。

次ページをご覧ください。

5条158番、159番

番号158番、159番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

5条160番

番号160番、転用目的は通路でございます。

次ページをお開き願います。

5条161番、162番

番号161番、162番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

いずれも申請内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑なしと認めます。

日程第 11

会長

次に、日程第 11、報告第 52 号、農地改良届出についてを議題といたします。

事務局から報告願います。

小笠原技能技師

事務局の小笠原から、ご報告いたします。資料の 29 ページをお開き願います。届出人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

改良届出 7 番

番号 7 番。着工年月日は平成 30 年 11 月 4 日で、使用した土の採取場所は、大字新井田字妻ノ神地内でございます。届出年月日、受理年月日は、平成 30 年 11 月 1 日でございます。

改良届出 8 番

番号 8 番。着工年月日は不詳で、使用した土の採取場所も不明とのことです。届出年月日、受理年月日及び報告年月日はいずれも、平成 30 年 11 月 28 日でございます。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑なしと認めます。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。

(閉会 午後 3 時 00 分)